

高知県工業技術センターにおける研究活動に関する行動規範

高知県工業技術センター（以下「センター」という。）の公正な研究遂行を確保・充実していくためには、研究に関わるセンター職員が常に自らの行動を律することが重要である。また、センター職員は、研究活動にあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、その透明性の確保・向上に努めなければならない。

その自覚の下、センター職員は、次に掲げる項目を研究活動に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

- 1 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第1条（設置）の目的の達成に向け、高知県職員としての高い倫理観を保持し、科学の発展及び産業の振興に寄与する活動をしなければならない。
- 2 研究活動にかかわる不正行為が県行政の遂行に深刻な影響を与えることや懲戒処分の対象となることを自覚し、常に研究費を適正に運営・管理するとともに、研究成果の社会還元を意識した活動をしなければならない。
- 3 研究の実施、研究費の使用にあたっては、関係法令・文部科学省の定めるガイドライン、高知県の定める諸規則・センター内規等を遵守しなければならない。
- 4 研究費が税金や多方面からの支援であることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、その使用に関する説明責任を果たさなければならない。
- 5 研究費の使用について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、業者等への対応に細心の注意を払い、節度を持って行動しなければならない。
- 6 研究活動について相互に円滑なコミュニケーションを図り、不正行為を未然に防止するよう努めなければならない。